

北九州 ESD 協議会 市民センター等 ESD 活動推進事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北九州 ESD 協議会（以下「協議会」という。）の会員が、北九州地域に ESD を普及するため、北九州市域の市民センター及び、その他教育施設等（以下、「市民センター等」という。）を拠点として行う活動に対して、その活動をさらに充実したものとすることを目的に、予算の範囲内で施行する助成金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(交付要件)

第2条 助成金の交付対象は、北九州 ESD 協議会会員（以下「会員」という。）が、市民団体、NPO、産業界、学術機関等と協働し、自ら市民センター等で ESD 活動推進事業を実施するために設立した活動団体（以下、「地域 ESD 実行委員会」という）でなければならない。

(2)前号の会員には、国、地方公共団体（学校を除く）及び、それぞれの外郭団体、ならびに企業は含まない。（ただし、これらの組織に属する者が、その業務を超えて取り組む活動は除く。）

(3)会員のうち、教育機関については、その教育課程等に位置付けられた活動については、当該助成の対象としない。

2 前項の規定にかかわらず、次に該当する者は、助成金の対象から除くものとする。

(1)暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）もしくは暴力団員と密接な関係を有する者

(2)その他、代表が適当でないと認める者

(対象活動)

第3条 本助成の対象とする活動は、次の各号すべてに該当しなければならない。

(1) ESD 活動に関して活動団体が主体的に取り組む活動であり、営利を目的としないこと。

(2)対象となる活動について、他の公的な支援を受けることがないこと。

(3)対象となる活動について、その全部又は一部を、同年度の他の活動団体に行わせることがないこと。

(4)対象となる活動について、当該年度の3月31日までに完了すること。

(助成対象経費)

第4条 当助成事業に要する経費のうち、助成の対象となる経費（以下、「助成対象経費」

と
いう。)は、別表に掲げる経費とし、管理費(人件費、飲食費、備品費)は助成対象
外
経費とする。

- 2 前項の規定に関わらず、助成対象経費のうち、国又は地方公共団体の他の補助金等及び民間の助成団体等から助成がある場合は、当該助成相当額を助成対象経費から除くものとする。

(助成金の交付及び額)

第5条 北九州 ESD 協議会代表(以下「代表」という。)は、助成金の交付の申請のあった地域 ESD 実行委員会のうち第2条に掲げる交付要件を満たす団体に対して、助成金を交付することができる。助成金の交付は、予算の範囲内で1つの地域 ESD 実行委員会あたり、3万円を上限とする。

(助成事業の募集及び実施期間)

第6条 助成対象事業の募集期間は、代表が別に定める要領(以下、「募集要領」という。)で定めるものとする。

- 2 募集の対象とする事業の実施期間は、助成金の交付を決定した日から当該年度の3月31日までとする。

(応募)

第7条 地域 ESD 実行委員会は、市民センター等 ESD 活動推進事業応募兼助成金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、代表に提出しなければならない。

- (1) 助成事業計画書(第2号様式)
- (2) 事業収支予算計画書(第3号様式)
- (3) 定款または規約等及び委員会構成員名簿
- (4) その他代表が必要と認める書類

(審査及び交付決定)

第8条 応募事業の審査及び採否は、協議会に設置された審査会が行い、代表は、審査会の決定に基づいて、助成金交付決定通知書(様式第4号様式)を交付する。

- 2 審査会が助成対象事業について説明が必要と認める場合、地域 ESD 実行委員会は、審査会に出席等し、説明しなければならない。
- 3 審査会の審査委員は、北九州 ESD 協議会運営委員会の委員で構成し、運営委員長が審査委員長を務める。
- 4 審査基準は、審査会が別途定める。

(交付の条件)

第9条 代表は、交付を決定する場合に次の条件を付すものとする。

- (1) 助成事業の内容又は経費の変更をする場合においては、代表の承認を受けること。
- (2) 助成事業を中止又は廃止する場合は、代表の承認を受けること。
- (3) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合は速やかに代表に報告し、その指示を受けること。
- (4) 助成事業の実施に伴い看板、チラシ、パンフレット等を作成する場合、事業の経過又は成果を催し物、マスコミ等に発表する場合などにおいては、当該事業が協議会の助成を受けた事業であることを明示するなど協議会の広報、啓発に努めること。
- (5) 実績報告書の内容及び実績報告書に添付されたパンフレット及び写真については、協議会の活動報告のため協議会が使用できること。
- (6) その他代表が必要と認める条件

(応募の取下げ)

第10条 地域 ESD 実行委員会は、第8条第1項の規定による決定通知の内容又はこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、速やかにその理由を付して、代表に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による応募の取下げがあったときは、応募に係る助成金等の交付の決定はなかったものと見なす。
- 3 前項の応募の取下げがあった場合には、代表は内容を審査し、その結果を地域 ESD 実行委員会に通知するものとする。

(助成金の請求)

第11条 地域 ESD 実行委員会は、助成金交付請求書（第5号様式）により、代表に助成金の請求をするものとする。

- 2 前項の請求により支払う助成金は、交付額をもって概算払とする。

(対象事業の内容変更等)

第12条 地域 ESD 実行委員会は、助成事業の内容を変更または中止・廃止とし、第9条第1項第1号又は第2号の条件に基づき承認を受けようとするときは、事業変更（中止・廃止）承認申請書（第6号様式）を代表に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第13条 代表は、地域 ESD 実行委員会が次の各号の一に該当した場合には、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたことが判明したとき。
- (2) 助成金を対象活動又は対象経費以外に使用したとき。

- (3) 対象活動を中止、縮小した場合又は完了できないとき。
- (4) 補助金を他の用途に使用したとき
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係があることが判明し、補助金を交付することが適当でない認められたとき
- (6) その他、代表が適当でない認めるとき

（助成金の返還義務）

第 14 条 地域 ESD 実行委員会は、前条の規定により交付の決定を取り消された場合において、助成事業の取消しに係る部分に関し、すでに助成金を交付されているときは、定められた期間内に返還しなければならない。

- 2 この場合における当該助成金の返還に係る加算金及び延滞金について、北九州市補助金等交付規則第 20 条の規定を準じて適用する。

（実績報告）

第 15 条 地域 ESD 実行委員会は、事業の完了後は、北九州 ESD 協議会 市民センター等 ESD 活動推進事業助成金実績報告書（第 7 号様式）に次に掲げる書類を添えて、代表に提出しなければならない。

- (1) 事業成果報告書（第 8 号様式）
- (2) 収支決算書（第 9 号様式）
- (3) その他助成事業に関する資料

- 2 前項の報告書は次のいずれか早い日までに提出しなければならない。

- (1) 助成事業完了の日から 20 日以内。
- (2) 第 6 条に定める事業の実施期間終了月の翌月の 20 日まで。

（額の確定と精算）

第 16 条 代表は、前条の実績報告書の提出があったときは、報告書等の書類の審議により、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合したと認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金確定通知書（第 10 号様式）を送付するものとする。

- 2 確定する補助金の額は、当該活動の補助金交付申請時に収支予算計画書（様式第 3 号）の収入の部において補助金（交付を受けようとする額）予算額に記載した金額を超えないものとする。

- 3 地域 ESD 実行委員会は、前条の規定により額が確定した場合に、確定した額が第 8 条第 1 項による交付決定の額を下回る場合には、その差額を返還しなければならない。

（その他）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、代表が定めることができる。

附 則

(施行)

1 この要綱は平成 31 年 2 月 18 日から施行する。

(施行)

1 この要綱は平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 本要綱の施行前に、市民センター等 ESD 活動推進事業運用規約（平成 25 年 4 月 1 日制定・この項において「旧規約」という）に基づき助成を受けた団体が旧規約に基づき実施する事業に係る助成回数の算定に当たっては、旧規約に基づく助成回数を加えて算定することとする。

3 本要綱の施行前に、市民センター等 ESD 活動推進事業運用規約（平成 25 年 4 月 1 日制定・この項において「旧規約」という）に基づき助成を受けた団体の助成金請求については第 11 条以降の条項を適用する。

別表 助成対象経費（第4条）

経費区分	摘 要
報償費（謝礼金）	講演会の講師等謝礼、外部協力者への謝礼金、作業補助者への手当
旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・活動のための旅費（市外旅費については内容協議のうえ決定する） ・講師等の交通費 ・市内移動経費（研修目的、打合せ等）
会議費	<ul style="list-style-type: none"> ・会議開催のための会場代・設備賃貸料等 ・会議に必要なお茶代程度の飲食代 ※食事代、飲料代などの食料費は対象外
消耗品・物品購入費	活動に必要な物品、機材、資材、書籍等の購入費 ※1万円以上の備品や5千円以上の図書は対象外
印刷費	資料、ポスター、チラシ、パンフレット、報告書等の印刷費
使用料・賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・講演会等の開催に伴う会場使用料 ・機器の使用料、賃借料 ・コピー代 ※事務室の賃借料、コピー機のリース料、電話加入権等は対象外
通信運搬費（役務費）	<ul style="list-style-type: none"> ・活動に必要な資料等の郵送料 ・物品等の運搬費 ・電話料、インターネット関連使用料 ・クリーニング代等
保険料	傷害保険料
委託料	看板製作費、設営費、調査費 ※事業の事務、企画、運営等活動の中心となる部分の委託は対象外

別表 審査基準（第8条第4項）

計 画 内 容	事業の必要性	ESD の目的に適合し、地域における必要性や重要性等優先度が高いものか。
	計画の実現性	実現可能な方法、手段により計画されているか。
	収支計画の合理性	計画の実行が、妥当な収支計画に基づいているか。
	協力体制	活動に対して、専門家、地域の協力が得られるか。
市 民 参 加	活動への参加	活動に対して、広く一般の人が参加することができるものか。
	住民への周知	一般の人が参加するために、活動を広める体制が整備されているか。
	他団体との連携	他の団体や事業者等と広く繋がりをもった活動か。
効 果	効果の把握方法	事業の効果が把握できる方法か。
	発展性・継続性	事業に広がりがあり、自立的、安定的な活動の展開が期待できるものか。
当該助成金の必要性		本助成金の必要性が高い活動か否か。